

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定により、下記事業を特定事業として選定したので、同法第11条の規定により、特定事業選定の客観的な評価の結果を公表します。

令和4年3月18日

名古屋市長 河村 たかし

特定事業（名古屋国際会議場整備運営事業）の選定について

1 事業内容

（1）事業名称

名古屋国際会議場整備運営事業（以下「本事業」という。）

（2）対象となる公共施設等の種類

ホール、展示室、会議室及び駐車場

（3）公共施設等の管理者

名古屋市長 河村 たかし

（4）事業の背景及び目的

名古屋市（以下「市」という。）は、日本を代表する産業の集積や、多数の大学等研究機関を擁する立地を活かした全国的・国際的なコンベンション等MICEの誘致を推進し、国内外の交流を促進し、都市の活性化や地域イメージの向上を図ることとしている。

また、国の政策として、市はグローバルMICE都市に選定されており、MICE誘致力向上のための取組みを推進してきたところである。

新型コロナウイルス感染症の流行により短期的な影響があるものの、国際会議の開催件数は増加傾向にあり、国内外の都市では、MICE施設の新設や拡張整備が進められており、都市間競争が激化している状況である。

名古屋国際会議場（以下「本施設」という。）は、国際交流の推進と産業・学術・文化の向上に資するために設けられた当該地域を代表するMICE基幹施設であり、政府系国際会議、全国的・国際的な大規模会議その他国内外の催事（以下「大規模催事」という。）の開催実績を持つ。しかし、竣工後約30年が経過し、施設や設備の老朽化が見られ、社会ニーズに対して十分に対応できているとは言えない。また、大規模会議における併設展示のための展示スペースの不足も指摘されており、主要なターゲットにご利用いただけない状況が発生しており課題となっている。

本事業では、これらの課題解決のため大規模改修及び展示施設等の拡張整備を実施する。また、堀川の水辺空間、拠点間を結ぶ水上交通、白鳥庭園・白鳥公園の緑などに囲まれた恵まれた立地条件は、本施設を核とするエリア全体の魅力である。さらに、それらを強みとして、本施設

を世界水準の国際会議場へと昇華させるとともに、そうした質の高い環境のもと、政府系国際会議を始めとした大規模会議の誘致を積極的に進めることで、大規模催事の開催を促進し、人の集積、学術・スポーツ・文化交流の拡大、ビジネス・イノベーションの機会創造に繋げる。

本事業は、これらの取り組みにより地域経済の活性化、都市ブランドの向上、国際交流の推進、産業・学術・文化の向上に資することを目的とする。

本事業の推進にあたっては、民間事業者の創意工夫やノウハウ、ネットワークを活用するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117条。以下「PFI法」という。）に基づく事業として実施することとしている。PFI法に基づく事業として施設の設計、建設、維持管理、運営を一体的に行い常に最新のニーズに対応していくことで、施設に求める役割・機能が最大限発揮されるとともに、市の財政負担の軽減が図られることを期待するものである。

(5) 用語の定義

用語	定義
本施設	新設施設と既存施設の全てをいい、本事業における公共施設等として位置付けるものとする。
新設施設	新たに整備する 5 号館（仮称）及び第 4 立体駐車場（仮称）の一部又は総称をいう。
既存施設	<ul style="list-style-type: none"> 現在は、1号館（正面広場を含む）、2号館、3号館、4号館、第1駐車場、第2駐車場、第3駐車場、第4駐車場、屋根付歩廊及び外構等の一部又は総称をいう。 供用開始後は、1号館（正面広場を含む）、2号館、3号館、4号館、第1駐車場、第2駐車場、第3駐車場、残存第4駐車場、屋根付歩廊及び外構等の一部又は総称をいう。
指定業務	来場者サービス向上のために、事業者が行うことを必須としたレストラン、売店、サービスコーナー及びコインロッカー等の事業。
自主事業	本施設の設置目的の効果的達成等のために、事業者の収支とは別会計で事業者が行う事業。

(6) 事業範囲

事業者がPFI法に基づき、既存施設及び新設施設の設計・建設業務等を行い、本施設の維持管理運営等を遂行することを事業の範囲とする。なお、具体的な業務内容については、要求水準書等において示す。

ア. 統括管理業務

- ・ 統括マネジメント業務
- ・ 総務・経理業務
- ・ 事業評価業務
- ・ その他統括管理業務における必要な業務

イ. 設計業務

- ・ 事前調査及びその関連業務

- ・ 設計業務（基本設計・実施設計）
 - ・ 各種関係機関との調整業務
 - ・ セルフモニタリング業務
 - ・ その他設計業務において必要な業務
- ウ. 建設業務
- ・ 寄贈品等移設業務
 - ・ 建設工事着手前業務
 - ・ 建設業務及びその関連業務
 - ・ 完工後業務
 - ・ 什器・備品設備等設置業務
 - ・ 施設の引渡し業務
 - ・ 各種関係機関との調整業務
 - ・ セルフモニタリング業務
 - ・ その他建設業務における必要な業務
- エ. 工事監理業務
- ・ 工事監理業務
 - ・ 各種関係機関との調整業務
 - ・ セルフモニタリング業務
 - ・ その他工事監理業務における必要な業務
- オ. 開館準備業務
- ・ 予約システム整備・運用業務
 - ・ 事前予約受付業務
 - ・ 事前広報・催事誘致業務
 - ・ リニューアル記念式典等開催支援業務
 - ・ 運営体制整備業務
 - ・ 植栽管理業務等
 - ・ 屋根付歩廊の維持管理業務
 - ・ 施設の引渡しから供用開始日までの期間の施設の維持管理業務
 - ・ セルフモニタリング業務
 - ・ その他開館準備業務における必要な業務
- カ. 維持管理業務
- ・ 建築物保守管理業務
 - ・ 建築設備保守管理業務

- ・ 劇場設備等保守点検業務（舞台機構、舞台照明設備、映像音響設備、劇場用椅子等）
- ・ 什器・備品設備等保守管理業務
- ・ 外構施設保守管理業務
- ・ 修繕業務
- ・ 清掃業務
- ・ 環境衛生管理業務
- ・ 警備・駐車場管理業務
- ・ 植栽管理業務
- ・ セルフモニタリング業務
- ・ その他維持管理業務における必要な業務

キ. 運營業務

- ・ 利用受付業務
- ・ 施設の使用許可に係る業務
- ・ 広報・催事誘致業務
- ・ 利用料金収受業務
- ・ 催事の開催支援業務
- ・ 総合案内業務
- ・ セルフモニタリング業務
- ・ 災害・事故対応業務
- ・ 利用者サービス向上のための業務
- ・ その他運營業務における必要な業務
- ・ 事業者による自主事業

（7）事業方式

事業者は、PFI法に基づき、自らの提案をもとに、既存施設については改修設計、改修工事、維持管理及び運営を行うRO（Rehabilitate Operate）方式により実施し、新設施設については設計及び建設を行い、所有権を移転した後、維持管理及び運営を一体的に行うBT0（Build Transfer Operate）方式により実施する。

本事業の維持管理業務、開館準備業務及び運營業務について、市は、事業者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に基づく指定管理者として指定する予定である。なお、設計・建設期間中において、市は事業者に対し、本事業に供する土地を無償で使用させるものとする。

2 事業者の収入及び費用に関する事項

（1）市が支払うサービス購入料

市は、事業者が行う設計、建設、工事監理、開館準備業務、修繕業務の一部及び当該業務に係る統括管理業務に関する費用につき、事業者の提案金額をもとに決定した金額をサービス購入料

として事業者に支払う。

(ア) 設計及び建設業務に係る対価

市は、事業者が本事業に要する費用のうち、設計、建設及び工事監理業務並びに当該業務に係る統括管理業務にかかる対価を、市と事業者が締結する事業契約書に定めるところに従って支払うものとする。

(イ) 開館準備業務に係る対価

市は、事業者が本事業に要する費用のうち、開館準備業務にかかる対価を、市と事業者が締結する事業契約書に定めるところに従って支払うものとする。

(ウ) 修繕業務に係る対価

市は、事業者が本事業に要する費用のうち、維持管理期間中に必要となる修繕業務にかかる対価を、市と事業者が締結する事業契約書に定めるところに従って支払うものとする。

なお、それ以外の維持管理業務及び運営業務に係る費用については、事業者が負担するものとする。

(2) 利用料金収入

事業者は、本施設及び付帯設備等の利用料金収入を得ることができる。

(3) 事業者が支払う納付金

事業者は、本事業で得られる収入額のうち一定額を納付金（「基本納付金」及び「変動納付金」で構成される。）として市に納付する。

(4) 指定業務及び自主事業による収入

事業者は、指定業務及び自主事業を実施することにより収入を得ることができる。

(5) 事業者が支払う目的外使用に係る使用料

事業者は、指定業務及び自主事業の実施にあたり、市より行政財産目的外使用許可を受け、使用料を納付する。

3 市が直接実施する場合と PFI 事業¹で実施する場合の評価

(1) 評価の方法

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する事業の実施に関する基本方針」及び「名古屋国際会議場整備運営事業 実施方針」に基づき、事業期間全体にわたるコスト算出による市の財政負担額の定量的評価及びPFI事業で実施することによるサービス水準に関する定性的評価を行い、総合的な評価を行うこととする。

(2) 定量的評価

本事業を市が直接実施した場合とPFI事業により実施した場合それぞれの事業期間全体を通じた市の財政負担額を比較するにあたり、次のように前提条件を設定した。本事業を市が直接実施する場合、本施設の維持管理及び運営は指定管理者制度により指定管理者が実施するものとして設定した。

なお、これら前提条件は、市が独自に設定したものであり、応募者²の提案内容を制限するものではなく、また一致するものでもない。

ア 前提条件

	市が直接実施する場合（維持管理及び運営は指定管理者制度による）	PFI事業により実施する場合
財政負担額の主な内訳	支出 ①設計・建設業務に関する費用 ・設計費 ・建設費 等 ②開業準備業務に関する費用 ③修繕業務に関する費用 ④起債の支払利息	支出 ①サービス購入料 ・設計及び建設業務に係る対価 建設一時金（起債及び一般財源充当分） 割賦代金（一般財源充当分） ・開館準備業務に係る対価 ・維持管理業務の修繕業務に係る対価 ②起債の支払利息 ③モニタリング費用 ④アドバイザー費用
	収入 ①指定管理者が支払う納付金 ②指定管理者からの税収（市税分）	収入 ①事業者が支払う納付金 ②事業者からの税収（市税分）
事業期間	設計・建設期間：3年（事業契約締結日～令和8年3月31日） 開業準備期間：2年3か月（令和6年4月1日～令和8年6月30日） 維持管理期間：19年9か月（令和8年7月1日～令和28年3月31日） 運営期間：19年9か月（令和8年7月1日～令和28年3月31日）	
整備業務に関する費用	既存施設の改修内容及び新設施設の整備内容を勘案し、他事例実績及び事業者見積等に基づき設定した。	他事例の実績及び聞き取り調査等に基づき、設計及び建設に係る費用について、市が直接実施する場合に比べ民間ノウハウの活用により一定割合の縮減が実現するものとして設定した。

¹ PFI法に基づく事業。

² 本事業に参加する企業又は複数企業からなるグループ。構成員及び協力会社で構成される。

開業準備業務に関する費用	既存施設の指定管理者が実施する維持管理運営業務に係る実績額等に基づき設定した。	市が直接実施する場合においても、指定管理者制度により民間ノウハウが活用されていることを踏まえ、同額が必要になるものとして設定した。
修繕業務に関する費用	既存施設において市が直接実施した修繕工事の実績額や、他事例における長期修繕費用等を基に設定した。	市が直接実施する場合に比べ民間ノウハウの活用により一定割合の縮減が実現するものとして設定した。
納付金収入	既存施設の支出実績額を参考として本施設全体の維持管理運営費を設定するとともに、既存施設の利用料金収入の実績額及び新設施設の整備に伴う利用料金収入の見込額から本施設全体の利用料金収入額を設定し、指定管理者が市に支払うことが可能な納付金の金額を設定した。	市が直接実施する場合においても、指定管理者制度により民間ノウハウが活用されていることを踏まえ、同額が必要になるものとして設定した。
資金調達に関する事項 ^{※1}	①起債 ^{※2} ②一般財源 ^{※3}	①資本金 ②民間借入 ^{※4} ③市が支払う建設一時金 ^{※5}
割引率	0.63%	

※1：市が直接実施する場合は、市の資金調達の内訳。PFI事業により実施する場合は、PFI事業者の資金調達の内訳。

※2：整備業務に関する費用のうち既存施設に係る費用の90%と新設施設に係る費用の75%の和により算定した。金利については、現時点における水準を勘案し設定した。

※3：整備業務に関する費用から起債額を除いた額より設定した。

※4：整備業務に関する費用から市が支払う建設一時金を除いた額より算定した。金利については、現時点における水準等を勘案し設定した。

※5：整備業務に関する費用の80%は市が建設一時金として支払うこととし、市が起債及び一般財源により調達する。

イ 算定方法

上記の前提条件をもとに、市が直接実施した場合の市の財政負担額とPFI事業により実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、それらを割引率により現在価値に換算した。

ウ 評価結果

算定結果により、市の財政負担額を比較したところ、本事業を市が自ら実施した場合に比べて、PFI事業により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担が、約6%削減することが見込まれる。

(3) 定性的評価

本事業をPFI事業により実施した場合、上記のような定量的効果に加え、以下のような定性的な効果が期待できる。

ア 長期的・継続的な官民連携による大規模催事の誘致推進

本施設は地域を代表するMICE基幹施設として、他都市とのMICE誘致競争を勝ち抜いていくことが求められている。従来の指定管理者制度では20年間という運営期間は想定されておらず、長期的な視点に立って先を見据えた事業運営やMICE誘致が行われにくいことが課題となっている。

運営期間を20年に設定したPFI事業として本事業を実施し民間の力を長期的・継続的に投入することで、将来を見据えた人材の確保や大規模催事の開催地決定にかかるキーパーソン等との継続的な関係を構築すること、継続して民間の創意工夫やノウハウ、ネットワークを活用して常に最新のニーズに対応し施設の役割・機能が最大限発揮されることが可能となる。

本事業では、老朽化対策に加えて展示施設の増強を始めとした機能強化を行うことに加えて、長期包括契約及び性能規定により事業者の裁量を高めるPFIの特徴を活かして民間の力を長期継続的に活用する。これによって、これまで実績のない催事も含めた大規模催事の開催誘致が一層推進され、当地域に大きな経済効果をもたらすほか、人の集積、交流の拡大により、地域経済の活性化、都市ブランドの向上、産業・学術・文化の向上に資することが期待できる。

イ 利用者に対するサービス水準の向上

設計、建設から維持管理、運営までを一括発注・性能発注することで、一貫した業務遂行及び体制整備を通して効率的かつ効果的に本事業が実施されるとともに、民間事業者の経営能力及び技術的能力が十分に発揮されきめ細やかなサービスが提供されることで、利用者に対するサービス水準を高めることが期待できる。

ウ 運営・維持管理の視点を活かした効果的な施設整備

設計、建設から維持管理、運営までを一体で発注することで、設計段階から維持管理企業及び運営企業のノウハウを取り入れ運営・維持管理の視点を活かした施設整備を行うことで、施設の利用のしやすさや機能性・快適性の向上が期待できる。

エ 財政支出の平準化

施設整備段階における財源に関して、市が直接実施する場合は、起債以外に市の一般財源から構成されていたが、PFI事業として実施した場合、これまでの一般財源分の一部を民間金融機関からの借り入れで対応するため、市は維持管理運営期間を通して每期定められた対価を支払うこととなり、財政支出の平準化を図ることが期待できる。

オ 適切なリスク移転及び適正な役割分担による効率的な事業運営

本事業において想定されるリスクを明確にし、かつ適切なリスク移転及び官民の役割分担をすることにより、事業全体におけるリスクの最適化が図られ、リスクの発生抑制、事業の効率化、財政支出の縮減等の効果が期待できる。

カ 民間提案による自主事業の実施による地域貢献

民間事業者が有する専門性やノウハウを活用して、堀川や白鳥庭園・白鳥公園等周辺施設との連携等にかかる事業や、来場者のサービス向上に資する事業を自主事業として企画し実施することにより、多様な手法を通して催事の誘致促進や地域貢献、サービス向上が図られることが期待できる。

(4) 総合評価

本事業をPFI事業として実施することにより、事業者の創意工夫やノウハウを活用することが可能となり、市の財政負担は、市が自ら実施した場合に比べ、事業全体を通して約6%削減が見込まれるとともに、事業者へのリスク移転や公共サービス水準の向上も期待できる。また、MICE基幹施設として他都市との競争力向上を図る上でも民間事業者のノウハウ等を活用することが望ましいと考えられる。

以上より、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められるため、ここにPFI法第7条に基づく特定事業として選定する。